

平成30年6月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年5月31日（木）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年5月31日（木） 午前 9時08分
閉 会 日 時	平成30年5月31日（木） 午前10時49分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	中野 昭
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 4 号	鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 9 号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 中島 章男

秘書室副室長兼秘書課長
佐々木紀演

(企画部)

企画部長 榎本 智

企画部副部長兼総合政策課長
齊藤 隆志

総合政策課副参事 谷 広明

企画部参事兼財政課長
小林 宣也

情報システム課長 野口 高志

企画部参事兼危機管理課長
田島 盛明

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長
藤崎 秀也

職員課副参事 関根 正

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 春山 一雄

会計管理者 宮澤 芳之

会計課長 高子 英江

監査委員事務局長 笹野 一郎

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前9時08分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。坂本晃委員と矢島洋文委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第64号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第64号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(企画部参事兼危機管理課長) 議案第64号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

こちらは、旅館業法の改正に伴い、文言の修正をする内容になっております。鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の別表の備考中、ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の部分を旅館・ホテル営業に改めるものです。よろしくお願いたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢島) 旅館業法の一部改正に伴う文言整理ということですが、この旅館業法の一部改正することによって規制緩和が図られると国は言ってい

ますけれども、この一部改正によってどのような規制の緩和が図られるのか伺います。

(企画部参事兼危機管理課長) お答えいたします。

今回の改正に伴いまして、今委員ご指摘のとおり、規制緩和の内容が示されております。まず、客室の最低数がこれまでは5部屋とか10部屋ということで旅館、ホテルによって決められていたのですけれども、そちらのほう撤廃されましたので、1部屋でも適用を受けることとなります。また、寝具につきましても、これまでですと和室であれば布団、洋室であればベッドというような規定があったのですけれども、そちらのほうも撤廃されまして、和室の部屋でもベッドを置くことができるような形になります。また、客室の境ということで例えば間仕切りあるかと思うのですけれども、そちらにつきましても壁とかふすま、そちらのほうの区画で分けることとされていたものが撤廃されております。あと、細かいところでいきますと、部屋の明るさとかトイレの関係とかあるわけですけれども、こちらの改正につきましても基本的には古民家の改造とか、あとは民泊、こちらのほうを推進するために規制を緩和したものです。

以上です。

(矢島) 本市の条例によりますと、手当について施設区分が2つ設けられていて、あと滞在期間についても3つ、30日以内、60日以内、60日を超えると。それぞれについて手当額が定められておりますけれども、3,970円から6,620円、この算出根拠についてお聞かせください

(企画部参事兼危機管理課長) こちらのほうの手当の額につきましても、昭和37年の自治省告示第118号で災害派遣手当の額の基準を定める件というものがありまして、そちらで規定されております。また、金額につきましても、同じ告示のほうで国家公務員等の出張等の旅費日当、こちらを基準として定めているということで定められております。こちらに準じて鴻巣市の条例におきましても金額を定めております。

以上です。

(矢島) 国家公務員の旅費規程と、それはいつの時点の金額なのかお答

えください。

(企画部参事兼危機管理課長)こちらにつきましても、先ほどの昭和37年の自治省告示第118号で同じように定められております。

以上です。

(矢島)昭和37年の数字を今使うということに対してどのような見解を持っているかお聞かせください。

(企画部参事兼危機管理課長)こちらのほうの災害派遣手当の支給につきましては、全国的に統一して行われているものでありまして、鴻巣市単独で変えることについては今のところ考えておらないところなのですが、国のほうの動向等見ながら、基準の改正がありましたら速やかに改正のほうをしていきたいと思っております。

(矢島)では、次になのですが、本市の条例の第1条に、中段より後ろに市に派遣された職員というふうに規定されているのですが、これ法制執務上で問題ないのか。市ではなくて、鴻巣市ではないのかな。昔の準則というのが示されていて、それをそのまま当てはめてしまうと時々こういう誤りが起きるのですけれども、これは市でいいのかと。鴻巣市に改めるべきなのか。その辺についての見解を伺います。

(総務課長)では、総務課からお答えさせていただきます。

鴻巣市の例規作成におきましては、市と表現、規定をすることを原則とさせていただきます。文脈によりまして、本市と表現することもございます。原則は市という規定をさせていただきます。

以上でございます。

(矢島)改めて鴻巣という言葉を使わないのはよくわかるのですけれども、この場合鴻巣と入れないとどこかわからないですよ、これ。どこの市なのか。桶川市なのか、北本市なのか。同じことが2条にも言えるのです。住所または居所を離れ、市の区域にとあるのですけれども、この市ってどこなのかというのがわからないのです。鴻巣市の条例だから鴻巣市を省く、それはわかるのです。物によっては。この場合は省いてはいけないのではないのですかということ指摘しているのですけれども、見解を伺います。

(総務課長) お答えいたします。

近隣の条例も見ましても、やはり市の区域という規定をしておりますことから、これで鴻巣市と規定できているものと考えております。以上です。

(矢島) 私もいろいろ調べさせてもらったのですがけれども、たまたまかもしれませんけれども、私が調べたところは全て、例えば小笠原村とか東京都とか、全部そういうふうに入っていました。それたまたまかもしれませんけれども。近隣が入っているからいい、悪いではなくて、本来入るべきなのではないのですかということをお尋ねしているのですけれども、見解を伺います。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 1 8 分)



(開議 午前 9 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務課長) お時間いただきまして、申しわけございませんでした。本市の条例といたしまして、市の区域、市と規定させていただいておりますので、鴻巣市という規定がされていると判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(矢島) 理解するのがなかなか難しいのですけれども、これ水かけ論になってしまうので、この辺にします。

では、次です。2条です。先ほど言いました、市の区域に滞在することを要する場合に限りというふうになってはいますが、災害が起きた場合に鴻巣市に例えば、鴻巣市だけではないかもしれませんが、鴻巣市に災害が起きた場合という、鴻巣市にある宿泊施設も相当な被害を受けることが想定できますよね。鴻巣市に宿泊施設がなかった場合に、ほかの市町村の宿泊施設を使った場合は手当が支給されないということではよろしいのでしょうか。

(企画部参事兼危機管理課長) こちらのほうの市の区域に滞在するという解釈かと思うのですけれども、私どものほうとしては市の区域に滞在

というのが市に派遣されて、市の業務を行っていただくという滞在に捉えております。要は宿泊ということではなくて、今委員ご指摘のとおり市内の施設、そちらのほうは全部使えなくなってしまった場合に市内に滞在するという、宿泊するというのは大変厳しい問題かと思っておりますので、あくまでも市に派遣され、市の業務を行っていただく、要は市域の中で仕事をしていただく、そういう解釈の滞在と捉えておりますので、市の区域に滞在という意味は市の区域で業務を行っている方について宿泊地は問わないという解釈をしております。

以上です。

（矢島）それは厳しい解釈だと思います。これだけ読んでそこまで解釈を広げることにはできないような気が私はします。誰でもわかるようにやっぱり条例とかというのをつくるべきであって、余りにも今の話はかけ離れる、市の区域内に滞在することを要する場合に限りが市の業務にまで範囲を広げるといのはちょっと厳しいかな。だったら、市の区域に滞在するというのを取ってしまえばいいと思うのです。住所または居所を離れにってしまう。市の区域に滞在することを要する場合に限りは取ってしまうと。そうすれば、どこでやろうが、どこに滞在しようが支給ができるわけで、実際、たまたまかもしれませんけれども、私が確認した市町村の条例を見るとそういうふうになっているところは、私が見たのは全部そうになっています。この市の区域に滞在することを要する場合に限りというのが入っているところは、たまたまかもしれませんけれども、私が見た中ではなかった。でも、鴻巣市に入っている。ということは、さっき言ったようなことが起きてしまうのではないかな。そうすると、やっぱり災害対応に対する鴻巣市の姿勢が問われてしまうような気がするのです。先ほど課長が言われたところまで話を広げてしまうと、対象を広げてしまうというのは余りにも危険かな、ほかの条例とかも照らした場合に、いや、この条例はこういうことまで含んでいるのですよということ言われかねない。それはよくないと思うので、やっぱり直すべきところは直したほうがいいのかと私は思いますが、見解を伺います。

（企画部参事兼危機管理課長）今委員のご指摘の内容については、承知

のほうをしておきたいと思えます。私のほうもこちらのほうの条例改正、議案として上げる段階で他市の状況を幾つか調べさせていただいた中で、委員がご指摘のとおり、東京都とか八王子につきましては市域の文言は入っていないような状況は確認しております。ただ、県内の状況とか全国的な条例の内容を見ますと、市、町、村の区域とうたっているところが大変多いように感じましたので、今後国の見解等もあるかと思えますので、調整のほうをさせていただきまして、必要に応じて改正のほうをしていきたいと考えております。

(竹田) 2点質問をいたします。

別表の中で、旅館・ホテル営業に改めたというところですが、この中で鴻巣の中では該当する施設があるのかということをお聞きしておきます。

(企画部参事兼危機管理課長) 市内における対象施設につきましては2つございます。ホテルルートイン鴻巣というは旅館、こちらが2件該当する施設になっております。

以上です。

(竹田) 先ほどの中で、民泊などもこれから東京オリンピックを中心に広がってくるというふうに思えます。そういう点では、一番は災害がないことが一番大事なのですけれども、そういう点からいうと例えば自然災害とあわせていわゆるホテルの側の災害ということも出てくるというふうに思うのです。そういう点でのいわゆる基準のあり方、それからいざ火事とか、そういう災害があったりとかした場合の点検、指導をするというのは消防署だというふうに思うのですけれども、その消防署とあわせて鴻巣ではどのように連携して行っているのかという、この施設に対しての指導、安全にやるための指導とかというのはいかなるようになっているかだけお伺いしておきます。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時26分)



(開議 午前9時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部参事兼危機管理課長) お答えいたします。

防災部局、危機管理課のほうとしての指導というのは特にはないのですが、ホテル等を営業する上で保健所の検査とか定期的な監査とかあるかと思っておりますので、その中でやっているのではないかとうちのほうでは判断しております。

(竹田) わかりました。ということは、基本的には何も連携ないという解釈でいいのかどうかというのは、やっぱり多少なりとも先ほどのホテルルートインとかいろは旅館との関係では何かあったときに市はどうしたのかというふうに、そこまで問われるかどうかは別としても、ある程度つかんでおいたほうがいいのではないかとというふうに私は考えるものですから、あえてちょっと質問をさせていただいたのですが、法的な根拠がなければそれはそれとしていいと思うのですが、そこら辺はちょっとどうなのかなというのだけお聞かせいただいたのですが、今後発展させてやる考えがあるのかどうかだけ確認しておきます。

(企画部参事兼危機管理課長) 施設の営業に関する部分になりますと、やはり消防署のほうの消防法に基づく監査等がメインになってくるかと思っておりますので、そちらのほうについては法に基づいて行われていくと思います。防災上の関係につきましては、災害が起きたときの連携、そちらのほうについては今後検討させていただきたいと思っております。

(永沼) 私のほうからでは、条例のほうの今回改正になるところの公用の施設またはこれに準ずる施設ということで、これの後に続く旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいうところの、この部分について変更するという内容の条例でございます。それで、ちなみにこの言い方をほかの市町村でもほとんどしているのですが、ホテル営業または旅館営業施設以外の施設って何かというのをまず思いますよね。そうすると、簡易宿所営業、あと下宿営業のことを旅館業の中では言われているのですが、それをこの条例の中に単刀直入にその文章を持ってこないという理由は何なのかというのをちょっと教えてもらいたいなど。そっちな

うが何かわかりやすいのではないかなとちょっと思ってしまうのですけれども。

（企画部長）先ほど矢島委員のほうからも解釈の問題等提起されていましたが、もともとこれ条例って基本的には余り細かいところというのは書かないのです。というのは、ある程度臨機応変にその都度、その都度社会情勢だとか、そういったところで、極端に言うとは解釈できるような形、あるいは議会も年に4回というところで、その期間がないというところで、ある程度条例というのは大まかな、大きい範囲の中で規定しているというのが通例なのです。副委員長ご指摘の細かい施設等についての記載については、ちょっとやっていないのですけれども、本来であれば別の例えば利用法だとか、あるいはマニュアルの中に細かくうたうというのが通例になっているのかなと思います。ご指摘のとおり、細かい施設、ではどういふのがあるのという例示がなされていないというのはそのとおりでありますので、今後そういった細かい、今危機管理においても災害マニュアルの充実を図っていますので、その中で具体的に表記できるのであれば表記したいなど。ただ、施設というのはあくまでも例えば短い単位で営業をやめたりいろいろしていますので、その辺のことも考慮して今後検討させていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

（永沼）この鴻巣市の条例の下に条例施行規則というのが本市にあるわけですが、そちらのほうにいろいろと細かいこととか何か載せることってできるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

（企画部長）この災害派遣手当の支給に関する条例の規則というのがありまして、その規則については、いつ支給するかというのは、支給の要件というのは記載されています。この規則の中にそういった細かい例示的なところを入れるというのは、先ほども答弁させていただきましたけれども、民間の営業等だといふ、極端に言うとは廃業するだとか、あるいは災害時に市として何かあったときに施設が足りない部分というのは民

間の例えば民家の方とかに協力を要請するときがあると思うのです。それは、公共の役割という中でこの条例の支給に該当すると思うのですけれども、そういった流動的な要件もありますので、規則というよりもやはりマニュアルというか、もう少し自由に動かせるようなところで記載するのが通例かなというふうに考えております。

以上です。

(永沼) 先ほど矢島委員のほうからもありましたように、東京都とか、そういった地域ではここの備考のところを旅館業法第2条で押さえているのです。第2項とか第3項という言い方はしないで第2条で押さえて、その中でホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいうというような感じで出ていて、今回の旅館業法の改正した内容を1項と2項の中に今回のこの旅館・ホテル営業というふうに改正されているわけなのです。そうならば、1項、2項というべきところだと僕は思うので、そういったときは第2条というふうに押さえたほうがいいのではないかな。県を見ると、皆さんこういう感じで書いているのですけれども、ちょっと違うのではないかなというふうに私は思いまして、その点はどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

(企画部参事兼危機管理課長) 確かにほかのご指摘のような第2条という形で記載のほうをされているところもあることは把握しております。近隣等、県内の状況をあわせまして、うちのほうの書き方、第2項、第3項という表記をしているところが近隣では多いことから、先ほどの関係とも一緒になってしまうのですけれども、国のほうの状況とか、また県内各市、そちらのほうの状況を見て、そのほうが適当ではないかという判断した場合には改正のほうをしていきたいと思っておりますけれども、ご理解いただければと思います。

(永沼) 次に、旅館・ホテル営業以外の施設ということで、先ほど私言いましたけれども、簡易宿所営業及び下宿営業のことをいうのですが、その2つの定義についてご説明をお願いします。

(休憩願いたいとの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時36分)



(開議 午前9時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部長) 申しわけありません。国のほうで民泊サービスと旅館業法に関するQ&Aというのを出しています。それによると、簡易宿所営業については宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設で人を宿泊させる営業というふうに、非常に難しい。下宿営業については、その施設を設けまして、1カ月以上の期間を単位として人を宿泊させる営業ということになっています。営業という定義については、いわゆる料金をいただくというのが基本的にはその営業の定義になるというふうに、大変申しわけないのですが、書いてありますので。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) ありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のう

ち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) では、前後して申しわけないのですが、まず質問のボリュームが少ないほうから質問させてください。

11ページ、市民総合賠償補償保険金についてなのですけれども、詳しい内容は当然都市計のほうだと思えるのですけれども、この保険金について過失割合はあったのかどうなのか。100%市側が悪かったのかどうか、被害のほうに過失責任は全くなかったのかどうか、この1点だけ伺います。

(企画部参事兼財政課長)市側の100%過失ということで処理をされております。

(矢島) では、済みません。戻ります。9ページです。

中ほどの魅力ある地域づくり事業補助金の関係です。県央ライフ体験事業だと思えるのですけれども、この事業のまず効果というものはどのように認識しているのか伺います。

(企画部副部長兼総合政策課長) これは、今回県央ライフ体験事業ということですが、28年度、29年度、30年度と3カ年にわたって4市1町で行っております。効果というところですが、効果としましては転入超過人口というところを見て進めています。少子化が進む中で、年齢の若い子育て世代が転入して定住を促進するという目的になっておりますけれども、効果といいましてもなかなかこれをやったから転入超過が何人ふえましたというのは、実際これを見てということではないと思います。こういう事業を継続的に行うことで、都内ですとか県内のほかの地域にも県央地域を知っていただいて、将来にわたって定住を促進するという効果があるものと考えております。

(矢島) 前にも少し質疑をしたことがあったのですが、定住促進という市町村間でのとり合い、競争なのかな、みんなで仲よくというのはあり得ないのではないかな、そういう事業というのは。その点はどのような見解を持っているのか伺います。

(企画部副部長兼総合政策課長) 定住促進事業は、今矢島委員がおっしゃるとおり、パイが決まっていますので、それのとり合いというふうに簡単に見えてしまうところですが、一方で若い世代を呼び込んで、長い時間をかけて、そこで例えば鴻巣市で若い世代が来て子どもを産んでいただいて、その子どもがそこで育って行って、定住といいますか、そこで鴻巣市が人口がふえていく、ふえていくのはちょっと厳しいですけれども、維持していくというところが狙いかと思います。ですから、すぐに効果があらわれるということではなくて、こういう事業を地道に重ねることで将来に向けて人口が定着していく、すぐに人口をとり合うということではなくて、将来に向けての政策だと思っております。以上です。

(矢島) そもそも論的な話なのですが、この上尾、伊奈、桶川、北本、鴻巣での事業ですよね。これは、そういう組織があるのですか。例えば任協で埼玉県中央広域まちづくり協議会というのをたしかつくっていますよね。その事業なのか。何の事業なのか、そもそも論で恐縮なのですが、お答えください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 以前にも答弁させていただきました。市町村合併が始まる前、県ではまち協と呼ばれていた時代で県を幾つかのブロックに分けていた時代がありました。さいたま市が合併する前はユーアンドアイ事業というような事業もありましたけれども、そういうまず単位が、今県中央地域振興センターというのは上尾市にございます。地域振興センターというのは県内10カ所ございまして、それぞれその地域の市町村をまとめております。63市町村ありますので、10ですと大体平均しますと6ぐらいになりますが、本市が入っておりますのは県中央地域振興センターでございますので、その単位として県中央まちづくり協議会という組織を立ち上げておまして、その中で定住促進事業と一緒にやっているというものでございます。

(矢島) 県中央地域振興センター管内の市町でこの事業はやるということによろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) そのとおりでございます。

(矢島) 埼玉県央地域まちづくり協議会と県央地域振興センターの構成市町は、たまたま同じだったのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) またちょっと古い話ですけれども、以前は桶川から北、合併前の吹上、川里も含めまして4市、そのときも、3市2町協議会を構成して、その協議会で公共施設の相互利用というのを今も行っております。同じ市民の値段で公共施設を利用するということを行っています。それと名称は一緒でして、今度はそれを上尾市まで、鴻巣は吹上、川里と合併しておりますけれども、それが今上尾市まで入って同じ名称で、たまたまといいますか、そういう枠組みを構成してやっております。ただ、相互利用につきましては依然として桶川、北本、鴻巣の3市ということで行っております。

(矢島) こういう組み合わせをつくるときに、何か目的があってつくるわけで、目指すものがあるわけで、では上尾、伊奈、桶川、北本、鴻巣の県央地域のまちづくり協議会、何を指しているのか伺いたいです。まさか合併考えているのではないのですよね。以前副部長が生まれる前には消防の広域化もやろうよなんていう話が出たこともあったのですけれども、ではこのまち協では目指すところは何を指しているのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず、相当古い話では確かに消防を広域化で合併しようという話は伺ったことありますが、今そういう議論は全く聞いたことはございません。この4市1町で何を指すかというところですが、やはり県の政策として各県内に地域振興センターというのを設けて、そこの地域で共同で事業を進めましょう、共同で何かやっていきましょうという狙いがありますので、そこで合併というのはちょっと極論になってしまいますので、そこまではいかないと思いますけれども、この県央地域という中で今定住促進ですとか、今後は例えば職員間の研修ですとか政策研究ですとか、若手の政策研究など、そういうものをそれぞれの市町村が発案して行って、共同で意識を高めていきたいと思いますという取り組みを行っております。

(矢島) 最近になって圏央道の内、外の問題とかいろいろなことが出てく

る中で、やっぱり抱えている課題も違う。当然です。県央のうちの中だけでも抱えている課題が違い、外だけでも違う。そういう中で、内、外の自治体が入っているこういうまちづくり協議会をつくっている。共通の課題を持っていないとそういう構成をしてはいけないということではなくて、違っていても当然いいのですけれども、余りにも違い過ぎた場合に、これも以前にお話しさせてもらったことあるのですけれども、どうしても南のほうに引っ張られてしまうような気がするのですけれども、その辺の見解はどのように。

（企画部副部長兼総合政策課長）確かに矢島委員のおっしゃるとおり、県南のほうに引っ張られてしまうという考え方はあるかと思います。例えば圏央道の話が今ございましたけれども、確かにただ人口で見ますと圏央道から南は今でも人口がふえている状況があります。桶川、特に上尾とか、そういったところですよ。一方で、北本、鴻巣はどうかというと、具体的にちょっとあれですが、北本は非常に苦しい状況にあります。ただ、それぞれやはり持っている課題というのは違いますけれども、その辺の課題を共有しながら、お互いに協力して、桶川、北本は非常に今財政状況も苦しいですし、公共施設も非常に少ない中で、やはり桶川は上尾に近いのですけれども、それぞれが協力して、何とかこの管内の市民の福祉の向上というところで考えているところです。

（矢島）では、あと2点だけ質問させてください。

県央地域振興センターエリアのこの団体として過去に行った事業、それから埼玉県央地域まちづくり協議会として過去に行った事業、どんなのがあるかお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）まず、このふるさと創生資金を活用してですが、先ほど28年度から4市1町で事業を行いましたというところで申し上げましたが、平成28年度については子育て世代向けの埼玉県央ライフブックというのを、これ議員さんたち皆さんにお配りしたような気がします。カラー冊子で、これは管内に住む皆さんに配っているわけではなくて、都内ですとか、先ほどの皆さん定住促進を狙いとしていますので、県央地域に来てくださいということで、不動産屋ですとか都

内に配った冊子でございます。昨年、平成29年度につきましては、県央一日体験モニター事業として、まずここは県央地域外にやはり住んでいます子育て世代がこの県央を知ってもらおうということでツアーを開始したところです。10月から12月まで計5回行いまして、県央地域を見ていただくということを行いました。本年度につきましては、スタンプラリーということで、やはり同じような感じですがけれども、ここはツアーではなくて、気軽に一定期間の間に各ポイント、1市、町20カ所ぐらいポイント地点を決めまして、そこに来ていただくスマホでスタンプを押して、スタンプがたまりますと景品とか交換できるような、そういうような事業を展開しております。あと、その前の県央まち協については、まち協の単位というのは先ほど申し上げました、以前は桶川、北本、鴻巣ということですので、ここにつきましては変わらず、先ほども答弁いたしました相互利用というところで、協定を結んで、引き続き実施しているところですが、これにつきましては先ほど申し上げました、桶川がやはり非常に公共施設が少なく、非常に苦慮しているという話もありながら、桶川から鴻巣というのはなかなか来づらいところもありまして、上尾市等も含めて相互利用をしたいという議論は今されているところです。

以上です。

(矢島) 相互利用の話が出たのですけれども、市町村間のバランスが悪い、施設のバランスが悪い云々という話がぼつぼつ出てきていると思います。使用料のことも含めて。相互利用を取り払うというような考えとか議論とかというのはぼちぼち出始めているのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 非常に答弁しづらいのですけれども、確かにそういう議論もあることは事実です。どうしても今矢島委員がおっしゃるとおり、それぞれの市、町で公共施設のあり方が数が違ったり、種類が違ったりしておりますので、当然持っているところに集中するわけですので、そういう部分も含めて見直す必要はあるのではないかという議論はございます。

(矢島) では、最後です。

以前に埼玉新聞の話をしていただいたことがあるのですが、鴻巣が県北だと書いてあって、やっぱり鴻巣は県央だと、ぜひ埼玉新聞の記者に鴻巣は県央だと言ってくれというお話をしたら、しますということだったのですけれども、されましたか。

（企画部副部長兼総合政策課長）あれから、済みません。記者に会う機会がなかなか今、まだ申し上げていないのですが、機会ありましたらお伝えいたします。

（野本）矢島委員が聞いていただいた今の項目、12ページ、13ページのところ、魅力ある地域づくり事業補助金のところでちょっと幾つか伺わせていただきます。

まず、一般財源で計画していたものを県の補助金といいますか、支出金に置きかえているということによって、何か事業に縛りができることとか、そういうことはあるのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）特に縛りはなくて、財源更正については交付決定が5月だったものですから、事業自体はもう以前、29年度から4市1町で考えておりました、当初予算に計上させていただいておりますけれども、それについては縛りもなく、そのまま継続するものです。

（野本）わかりました。

あと、もう一つは前任者の関連質問になりますけれども、広域での相互利用についてですが、始まった当初と今どのくらいの期間があって、その間に施設そのものが数が変わるとか、あと内容が変わるとかということもあるのではないかなと思うのですけれども、それについて何か把握していることはありますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）名称が今は県央地域まちづくり協議会となっているのですけれども、古くは平成6年にこれが始まった当初は県央都市づくり協議会という名称でした。平成6年でございます。当時はやはり公共施設も少なかった状況ですので、今は公共施設ができますとそのたびに協定書を見直して追加していくというのが慣例になっている中で、この施設は相互利用しないよとかというのは多少、細かくは見ていないのですけれども、もしかしたらあるかもしれないのですが、3

市の公共施設につきましてはお互いに市民の値段でやっていきたいと思いますという趣旨ですから、そういう形で新しい施設ができましたら追加して入れていくという状態です。

(野本) 相互利用については、施設の数ですとか、そういうことによって流動的になってくるのかなと思いますが、もう一つ考えて把握していただきたいと思うのは、その施設のよさというか、利用しやすさとか、そういうことによって人気のある施設、人気のない施設というのが出てくるのだと思うのです。特にホールとか運動の施設なんかはそういう面があって、人気のある施設にはもしかしたら桶川から鴻巣に利用に来るかもしれない、場合によってはこちらから行くこともあるかもしれませんが、それによって市民が利用しにくくなるということもあわせて出てくるのが現状だと思うのです。そういうことを踏まえて、現状と市民の利用しやすさを考えると、市民が利用しにくくなるのであれば市としてはデメリットであるというふうに当然思えますので、そういうことを見直していただく必要があるのではないかと思います。ただ単に数が少ないからということでは始まったのであれば、その目的はもう終わっているというふうにどこかで線を引いていただいたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。市民の方が施設利用について非常にしにくいという声が上がっているところはないのかどうか、そういうことも踏まえていただいたほうがいいのではないかと思います。見解をお願いします。

(企画部長) 済みません。ちょっと休憩いただいてよろしいですか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時07分)



(開議 午前10時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 野本委員のおっしゃるとおり、市民が利用しづらい施設というのも実際はあると思います。ですので、そういう部分を含めて今後3市で話し合いの場を設けて検討してまいりたいと

いうふうに考えております。

（竹田） 済みません。今の定住促進の魅力ある地域づくり事業補助金で50万円が出ていますが、鴻巣は50万円。例えば22万人の上尾市とかというので見ると、この補助金の金額というのはどういうふうに配分されて県央の中でやられているのか、わかる範囲で結構ですけれども、お伺いしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長） この補助金については、まず4市1町で同じ事業をやるわけですので、業者選定を行って、その金額を各5団体で、別に人口割等関係なく公平に割り振って、それに対する2分の1の補助という形です。

（竹田） 確認しますけれども、基本的には上尾とか、伊奈も入っていますよね。同じように50万円ずつそれぞれ配分してやっているということですよ。ということでもいいのですよね。

（企画部副部長兼総合政策課長） はい、そのとおりでございます。

（竹田） 定住促進で、先ほど業者選定というふうに言いました。それで、ずっと言われている我がまちに来てほしいと、だけれども県央でやるというところの難しさとあわせてメリットの部分というのは何があって、そこを強調するために業者にどんなふうに委託しているのかも含めてちょっと具体的にあったらお伺いしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長） もちろん鴻巣市だけのPRといいますが、シティプロモーション的なことは盛んにやっております。ただ、県央地域というまず広い範囲で、例えば都民だとか、県外の方にまず埼玉県にはこういう県央というまず地域を知っていただくと、その中にまた来ていただくといろいろなツアーがありますので、その中で例えば鴻巣を紹介して、そこに来ていただくというような考え方で、4市1町を進める。県が主体となってやっていただけるのですけれども、そういう形で進めております。この交付金につきましても、広域で行うというメニューがあるので、そこを活用させていただいている、そういうメリットがあります。

（竹田） 私も鴻巣の魅力は何かとずっと考えたら、花があつたりとかい

ろいろするのですけれども、自然災害が少ないという、土砂崩れもないとかというふうに考えたときに、そういうものというのはこの魅力ある地域の中の部分で打ち出せるものなのかどうか。ちょっと変な質問かもしれませんが、災害が少ないということも含めたときに魅力ある地域づくりの中の一つの魅力として打ち出せるものかどうかということだけちょっとお伺いしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）もちろん、災害ですけれども、これは埼玉県全体的に言えることですので、災害が少ない、また鴻巣市に限って言えば、ちょっと最近はあれですけれども、犯罪率も低いということで、住んで安全、安心というところでは非常に住みやすいところであるというふうに考えております。

（竹田）県央でやるというのは、それぞれが特色あるまちづくりをやりながら、かつ県央というふうになると非常に難しい部分があるかななんて、ましてや定住だから、それぞれみんなパイが決まっていて、それを先ほど一番最初におっしゃったみたいにおいでくださいというのも非常に難しいので、皆さんご苦労されているのかなというふうに思いますが、これを進めた28、29、30、その中で定住がこれだけふえたというデータというのはどこまで持ち合わせているか伺っておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）先ほどは申し上げたのですけれども、この事業をやることで、この事業のやったことで何人ふえたという、そういう指標といいますか、数字は把握していません。またちょっとお隣の市を言うとあれですけれども、非常に苦しんでいるわけですから、それはやはりそれぞれの市の子育てだったり、健康づくりとか、そういういろんな施策が継続的に行われていることでの成果であるというふうに考えておりますので、県央でやっているから幾ら、何人ふえたということは考えていませんが、この県央を知っていただくということを継続的に行うことでそういう各市を知っていただけるというふうに考えています。

（竹田）その中で、一つの政策として、例えば県央の中で病院にかかった場合はどこも窓口払いしなくてもいいのですと、そういう政策展開も

含めてできないのか。例えば鴻巣の場合いざというときに第2次救急で行ったりすると北里メディカルセンター病院に行ったりとか、上尾中央病院に行ったりとかしますよね。だけれども、鴻巣の場合は他市との医療連携はしていなくて、基本的には償還払いになっていると。だけれども、お互いに連携しながら、県央の中では少なくとも窓口払いをしなくていいのだと、そういうことだっただけでやっぱり子育てをしている人たちにとれば財政的な負担が少なく済むというふうになれば一定程度の部分というのは考えて来ると思うのです。そういうところのいわゆる魅力ある定住促進につながる医療費の窓口払いをなくしていく連携というのも一つの政策として考えられないのかどうか、ちょっとお伺いしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）ご承知のとおり、出産の場合は全国的に償還払いしなくても済む、窓口払いで行うことができるのですけれども、それ以外のものについてはやはりやっていないというような、実際ちょっと医師会との調整ですとか、困難が結構あるので、難しい状況かなとは思いますが、そういう話もあったというのは担当部署にはお伝えはしておきます。

（竹田）以前文教福祉常任委員会で野本委員長のもとで鴻巣の医師会と話し合いをさせていただいたときに、鴻巣の医師会は基本的には北足立医師会にもつながっていくわけですよ。お医者さんとしてもそのほうがやりやすい部分もあるようなみたいな話もしていましたので、そういう点では魅力ある地域づくりの中の例えばハードの部分ではなくても、ソフトの部分でももっと展開していただくようにぜひ、担当部も含めてですけれども、ちょっとそういう発想も含めて持てるかどうかだけ、最後確認します。

（企画部副部長兼総合政策課長）あくまでも所管部署にお伝えするところをお願いします。

（竹田）続いて、財政調整基金の繰入金で1億円、その上の市街地整備、株の売り払い収入があったということも含めて減額になっています。今回の1億円の減額補正によって、基金残高は幾らになるのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) 今回の補正予算が議決された後ということで見込みになりますけれども、約14億1,000万円という金額になります。

(竹田) ちょっと申しわけない。ちょっと鴻巣市の、例えばエルミの株を持っていますよね。計算すると、この間残りは7,848株持っているようになるのですよね。5万250円で計算すると、約3億9,000万円。4億円分の株を持っているということが1つあります。それともう一つは、市街地開発基金として国から2分の1、市から半分出して1億8,000万円を原資、最初、次に5億円を原資とした貸付金やっていますよね。やっているのですよね。だから、鴻巣市は人に、人って変な言い方ですけども、再開発組合にお金を融資できる株を持てるということを考えると、財政的に余裕があるのかということをお聞きしたい。

(企画部参事兼財政課長) 今委員さんがおっしゃっていたのは、市街地開発基金ではなくて、恐らく都市開発資金貸付金のことかと思えます。これは、国の制度として市街地開発をするときに無償で、無利子で貸し付けますよという制度であります。国が2分の1、市が2分の1ということで、そのルールの中で貸し付けているものです。また、逆にではそういうことでやっているのだから、市の財政はどうなのかというお尋ねかと思えますけれども、市としては現時点でのいろんな健全化を示すような指数においては、県内でも非常にいい数値を示しているものと考えております。起債の残高等々がよく言われておりますけれども、そちらにつきましても交付税算入が約8割程度あるような形で借り入れをしておりますので、一般財源という形でいくとそれが公債費比率のほうにはね返ってきて低い数値が維持できているということです。今後将来にわたっても公平、公正に負担をするということで、適切な額を借り入れをしつつ、平均的に返していくと、そういうような安定的な財政運営をしていきたいというふうに考えております。

(竹田) ということは、健全というか、安定的な財政運営ができていますよというお答えですから、逆に言えばあとは配分の問題ですよね。財政としての配分の問題。どこにどういうふうに使っていくかというところ

ろで、今ちょっと確認をしておきますけれども、一番よく言われるのは予算がないというふうに言われるのです。例えば道路の問題にしてもこの予算の範囲で、常に予算の範囲でというふうに言われるその一番のものは、部ごとのパイを決めて、その中でやってくださいねと、今そういう財政運営になっているというふうに私は受けとめていますが、まずその認識でいいのかどうかちょっと確認したい。

（企画部参事兼財政課長） 予算を編成する過程において、当初予算においては現実的な問題として歳入予算というのはどうしても低目に見積もります。逆に歳出予算については必ず執行したいという、そういう考え方から、多目に見積もる傾向にあります。その中で、それぞれの各課の合理的な説明等々を勘案した中で、適切な額をそれぞれ合意のもとに予算化するというのが今の予算編成の仕方になっております。ですので、こちらが一方的にこの額しか上げないよとか、そういうことではなくて、それなりの根拠を持った中での折衝において適切な予算をそれぞれに編成しているというふうに考えてはおります。

（竹田） ということは、その部の中での合理的な説明があればというふうなことだから、その部の中での問題意識の中では全体の配分も含めて考えていく余地はあるということですね。さっきの言った予算の範囲内でとよく言われている道路整備というのは、非常に今要望も含めて多くなっていますよね。だけれども、予算の範囲内でというふうにしていくと、結局5年、6年と待っていただかなければ道路の整備が進まないというふうに考えると、さっき言われた健全の中でもまた私は駅前再開発のこの株なんか全部を一気に返してもらったほうがいいと思っているのですけれども、そういうことも含めたときにもっと配分の仕方を変えられる余地というのは財政当局でリードするとか、そういうことではなくて、あくまでも出てきた部とかの中での配分だというふうに、ちょっと表現が悪いかもしれないですけれども、どうなのだいという財政当局としての考え方というのは示しているのかどうか。道路課のほうではそれでいいのですねというふうに言われたら、もうそれでいいですねというふうに答えてしまうというふうに私はちょっと思うのですけれども。

(何事か声あり)

(竹田) ごめんなさいね、表現が悪くて。例えば道路予算というのはもう本当に道路が今回もまた道路の補修が出ているでしょう。補修が追いついていかないから、こういう問題があるわけで、道路課だとか建設部から出るこれは合理的なものだということ、それで打ちどめにしているけれども、財政当局の問題意識とすればいろいろな補修も、こういう賠償もしなければいけないということが次から次へと出てくると、道路課で思っている道路の予算というのはもっと多くしてもいいのではないのというふうに私はちょっと思ってもらいたいと思っているものですから、あえて財政当局に聞いているのです。わかるかな。

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)



(開議 午前10時45分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田委員の質問に対する……では、ちょっとまとめて。

(企画部参事兼財政課長) 予算編成につきましては、各課から例えば人口規模の増減だったりとか、高齢者人口の増減等々の数値をもとに適切な予算要求がなされてきているというふうに考えております。その中で、合理的な説明に基づいた中で、全体的なパイは今年度できれば、369億という全体の予算額ありますので、その中で適正な、必要な額を配分しているという実態でございます。

(永沼) 私のほうからは、11ページ、あと関連しまして17ページのほうなのですが、市民総合賠償補償保険金の関係なんです、これを決定する際当局として検査を行っていると思うのですが、どのような検査を行っているのかちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

(企画部参事兼財政課長) こちらにつきましては、全国市長会が行っております保険の事業になっております。原課、今回でいきますと都市計画課の業務中に起きた事故ということで、そちらの事故の状況報告を出

していただきまして、それを財政課のほうに取りまとめて全国市長会のほうの窓口に提出をして、今回でいくと過失割合が10・ゼロということで今回保険金が全額支払われるという経緯になっております。

(永沼) 財政課のほうからは、例えば今回の都市整備部のほうの関係にこのような関係で指導とか何かというのはすることってしているのですか。

(企画部参事兼財政課長) 指導ということは特にしておりませんが、必ずこういった今回の保険の対象になるような事故が発生した場合にはすぐに担当職員のほうがうちの課の職員のほうに相談をします。あくまでもこの事故がこの保険金の対象事務になるかどうかということ判断しまして、該当するということであれば指導、書き方とか、どういった報告書を出すかというような調整のほうはやっております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。

これもちまして、政策総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10 時 49 分)